

令和8年度 幼児教育・保育における加配へのお申し込み

お子様の傷病、発達の状態等によっては、教育・保育における安全な受入のために、担当者の加配が必要とされます。そこで北本市では、体験クラスへの参加等により加配の必要性を事前に確認し、担当者や人件費の確保について調整しています。

お子様への加配が必要と考えられる場合は、事前に保育担当へご相談ください。

対象児童

次の施設において集団活動での日々の利用が可能な市内居住の児童

(保育の利用を希望する場合は、保育を必要とする事由に該当していること。)

A 教育・保育給付	○教育または保育での利用 きたもと幼稚園、せきね幼稚園、いしと幼稚園、ふじ幼稚園、北本みなみ幼稚園 北本中央幼稚園、みなみ絵本のこども園、北本東スマイルこども園 ○保育での利用 高尾保育園、中丸保育園、みなみの森保育園、緑の詩保育園、中央保育所 深井保育所、東保育所、埼玉ヤクルト保育園、ことりの詩保育園、保育室びおもす さくら保育園、つばみの詩保育園、つむぎ保育園
B 施設等利用給付	○教育での利用 森の詩幼稚園

保育時間

お子様の状況や園の体制により異なるため、希望施設へご確認ください。

公立保育所では次のとおりです。

1 利用時間

- (1) 標準時間認定 午前8時30分から午後5時まで
- (2) 短時間認定 午前8時30分から午後4時30分まで

2 午後4時30分から午後5時までの保育利用料

- (1) 標準時間認定 無料
- (2) 短時間認定 300 円

3 事情により午後5時を超えた場合の保育利用料

- (1) 標準時間認定 午後5時から午後6時30分まで 無料
午後6時30分から午後7時まで 10分につき100円
- (2) 短時間認定 午後5時から午後6時30分まで 30分につき300円
午後6時30分から午後7時まで 10分につき100円

○市外転出予定の方へ

市外へ転出した場合は、年度内までの加配となります。

利用園において加配がなければ受入が困難であると判断された場合は、ご利用を継続できなくなるため、転出先での利用の可否を事前にご確認の上、転出についてご検討ください。

事前準備

- ・ 利用希望施設へ電話、訪問により、お子様の状況を説明のうえ、受入の見通しをご確認ください。
- ・ 時間がとれず都合が悪い場合等は、事前の確認がなくても申し込いただけます。

申込み

受付期間 令和 7 年 10 月 14 日(火)～11 月 7 日(金)

(提出書類)

幼児教育・保育における加配申込書（こどもの記録）

A の施設の場合は、利用の申請書及び必要書類

- ・ お子様の様子の確認のため、体験クラスへの参加が必要です。
- ・ 体験クラスの日程は、申込時に調整します。

日程・会場： 1 1 月 2 6 日（水） 中央保育所
1 2 月 1 日（月） 深井保育所
1 2 月 9 日（火） 東保育所

実施時間帯：午前 10 時 00 分から正午まで（予定）

※感染症の流行等により、日程が変更となる場合があります。

体験クラス

- ・ 保護者、児童いずれかが会場入口の検温で 37.5℃以上、風邪の症状等があると判断された場合は日程を変更します。
- ・ 体験クラスでは、お子様をお預かりし、保育所で用意する給食を食べた後、正午に迎えに来ていただきます。
- ・ 0、1 歳児クラスの希望者（令和 7 年度：0 歳児）、およびアレルギーで食事に制限が伴う場合は、普段の昼食を持参ください。
- ・ お子様の状況によっては、保護者から食べさせてもらう場合があります。
- ・ 受入については、希望施設の担当者がクラスでの状況を確認します。
- ・ 加配については、市の担当者がクラスでの状況を確認します。

加配結果通知

令和 7 年 12 月下旬（予定）

- ・ 申請者へ加配についての判断を通知します。
- ・ 加配の結果を併せて利用希望の教育施設へお問い合わせください。
- ・ 教育利用の場合は、施設より利用の可否について連絡されます。

保育施設利用結果通知

令和 8 年 2 月上旬（予定）

- ・ 保育施設のための希望者の場合、保育施設の利用の可否について、市より申請者及び施設へ案内します。
- ・ 利用承諾となった場合は、早期に手続を進めてください。
- ・ 令和 8 年度以降の利用については、市と施設での協議により加配のための調整を進めます。